防災と福祉の連携に係る考察 - 避難のあり方と自助、共助、公助-

Considerations on Integration of Disaster Prevention and Welfare -Evacuation and Self-Help, Mutual Aid, and Public Assistance-

田中純一

要旨

新型コロナウイルス感染症を巡り、災害発生時の避難のあり方の見直しが余儀なくされている。 これに伴い自助、共助、公助それぞれの機能も、従前のレベルから質的なバージョンアップが求め られている。2013年の災害対策基本法改正が被災者支援に対する考え方の転換点だとすれば、新型 コロナウイルス感染症を巡ってはこのとき以上に大胆な質的転換が要請される。本稿では、避難及 び避難所運営を巡る課題を明らかにするとともに、自助、共助、公助それぞれの領域における質的 転換の具体的な方向性を提示する。

キーワード:防災士の社会的役割 (social role of disaster prevention officer)/ 防災と福祉の連携 (integration of disaster prevention and welfare)

I はじめに

地域防災を考える際、福祉領域との連携は一層 その重要性を増している。こうした状況を踏まえ つつ、本稿では金沢市における地域防災の取り組 みについて取り上げつつ、アフターコロナの自 助、共助、公助のあり方に向けた視点について考 察する。

1. 避難とは

ひとたび災害が発生し、自宅が損壊あるいは危 険な状態になった場合、住民が退避する場所が指 定避難所である。地震、豪雨などの大規模災害が 発生するたびに映し出されるのは、学校の体育館 などで避難生活を送る大勢の被災住民の姿であ る。われわれの社会はあらゆる面においてこの 100年で大きく進展した。だが避難所については 「大規模」「過密」「雑魚寝」という面で捉えるな ら、関東大震災(1923)の頃と大差なく今日に 至っている。

TANAKA, Junichi 北陸学院大学 人間総合学部 社会学科 環境社会学 避難とは文字通り「難」を「避」けることであ る。ところが、東日本大震災(2011)では災害関 連死が死者数の15.7%を占め、このうち約半数が 避難所の肉体的・精神的苦痛によって命を落とし ている(復興庁、2012)。また熊本地震(2016) では直接死50人に対し4倍を超える218人が災害 関連死である(熊本県、2020)。過去の痛ましい 教訓を踏まえつつ、避難所のあり方についてはこ れまでも議論されてきたが、新型コロナウイルス 感染症拡大防止から大幅な見直しが求められるこ ととなった。

2. 防災士と地区防災計画

地域防災活動において、その中心的な役割を担 うべく期待されるのが防災士ⁱである。防災士は 災害発生時の避難、救助、避難所の運営といった あらゆる場面でその活躍が期待されるが、むしろ 災害が発生する前の平時の段階において「防災意 識の啓発、大災害に備えた互助・協働活動の訓 練、防災と減災及び救助等の技術練磨など」(日 本防災士機構)に取り組むことが期待される。 2020年7月時点で全国の防災士認証登録者数は 197,895人であり、このうち石川県の防災士認証 登録者数は6,784人である。

平時の活動として防災士の参画が期待される領 域の一つに地区防災計画の立案がある。東日本大 震災では自助、共助、公助がうまくかみ合わず災 害対策がうまく機能しなかった。その教訓から、 平成25年の「災害対策基本法」改正では、基本理 念として、住民による防災活動のほか、自主防災 組織等多様な主体による自発的な防災活動が規定 (第2条の2第2号) されるとともに、地域住民 の責務として、生活必需物資の備蓄や防災訓練へ の参加等が明記された(第7条第3項)。加えて 市町村内の一定の地区の居住者及び事業者(地区 居住者等) による地域コミュニティレベルでの防 災活動を促進し、ボトムアップ型で地域防災力を 高めるため、地区居住者等による自発的な防災活 動に関する計画制度である地区防災計画制度が創 設された(第42条3項、第42条の2)。

地区防災計画制度の特徴は大きく3つある。第 1に計画提案制度が採用される等ボトムアップ型 の計画であること、第2に地域に詳しい地区居住 者等が作成する「地区の特性に応じた計画」であ ること、第3に計画に基づく活動の実践、定期的 な評価や見直し、活動の継続等を重視した「継続 的に地域防災力ⁱⁱを向上させる計画」である(平 成26年度防災白書)。同白書では東日本大震災等 における公助の限界から今後の地域防災の可能性 として次の点を挙げている。

- ①一般的な地域活動(地縁活動)の活性化が防災
 活動の活発化・地域防災力の強化にもつながる
 可能性
- ②行政が、地域コミュニティにおける防災活動の 体制づくりを支援するとともに、積極的に関連 情報の提供を行う等地域コミュニティと行政が 連携して対応していくことが重要になる可能性
- ③事業者と地域住民との連携・共生の促進が、地 域コミュニティ全体の防災力の向上につながる 可能性

これら3つの可能性から、地区防災計画制度の 普及の重要性を指摘、居住者、事業者などからな る地域コミュニティと行政が連携した地域防災力 の向上が必要であるとしている。

3. 自助、共助、公助のバージョンアップ

平成25年の災害対策基本法改正による地区防災 計画創設は、被災者支援に対する考え方の質的転 換点であったが、新型コロナウイルス感染症拡大 により、避難のあり方、避難所のあり方など抜本 的な見直しが迫られる事態となった。検討や転換 を図らなければならないものの中に一人当たりの 避難スペースがある。新型コロナウイルス感染症 が拡大する前から指摘されていた項目だが、十分 な進展はなかった。しかし、新型コロナウイルス 感染症が拡大する中で発生した令和2年7月豪雨 では、ソーシャル・ディスタンスを理由に避難所 の空間配置は根本から見直されることとなった。 それだけではない。避難所に加え自助、共助、共 助それぞれの領域においてバージョンアップが要 請されている。そこで以下では、新型コロナウイ ルス感染症を踏まえつつ、これからの自助、共 助、公助の課題と必要な視点について論じる。

3.1 自助を巡る課題

(1) 分散避難

新型コロナウイルス感染症が猛威を振るう中、 避難に対する考え方は大きな転換を迎えている。 災害発生→避難所への避難という従前の避難を基 本としつつ、分散避難、在宅避難、車中避難など 避難の多様化が唱えられることとなった。たとえ ば石川県が令和2年6月に「避難所における新型 コロナウイルス感染症対策指針(暫定版)」によ れば、避難所開設前には可能な限り多く避難所の 確保・開設を検討するとともに、住民に対し避難 所以外への避難を検討するよう周知することが記 されている。そもそも指定避難所の収容人数は当 該地域の全住民が避難することは想定されていな い。そもそも全住民を受け入れることができる指 定避難所を設けている自治体などない。激甚化、 広域という近年の自然災害の特徴を踏まえるなら ば、多くの住民が避難することを想定した避難の あり方や避難所の配置などは、新型コロナウイル ス感染症対策以前から検討すべき事項だったとも いえる。

避難所運営について、自主防災組織等による避 難所開設訓練は、小学校などの指定避難所の開 設・運営訓練が主となっており、分散避難や在宅 避難といった避難の多様化を前提とした安否確認 や支援物資の供給体制が十分構築できていない。 そのため、新型コロナウイルス感染症拡大の中で 突然分散避難がいわれ、戸惑う自主防災組織も少 なくない。特に災害時要支援者の安否確認を迅速 かつ的確に実施する体制は、行政側も自主防災組 織側も充分な整備には至っていないところが多 い。

大規模災害や感染症が拡大する中にあっては、 指定避難所に入れない住民の発生が想定される。 先述の石川県の指針には、旅館やホテルといった 宿泊施設が例示されているが、近隣に宿泊施設が ない地域は多い。加えて経費の負担などの課題か らおのずと限界がある。地域内にある民間企業な どの連携を進めるほか、個人レベルのゆるやかな 避難協定的なものを結び、知人宅など一次避難先 として受け入れるような関係を編み込むといった 事前対応を進める必要がある。

分散避難を考える際、多くの人が考えるのが自 宅を避難先とすることであろう。しかしながら、 水や食料などの備蓄品やトイレ対策、住宅耐震化 など、自宅が必ずしも「難」を「避」ける場所と なっていない世帯は多い。自分にとって都合の悪 い情報を無視したり、過小評価する正常性バイア スによって、災害を深刻に受け止めず、十分な対 応を講じようとしないからだ。それゆえ、新型コ ロナウイルス感染症対策として分散避難や在宅避 難ということばが独り歩きし、備蓄品など自宅が 「難」を「避」けられる場所になっていないにも かかわらず、「避難所に行きたくない」という理 由から安易に在宅避難を選択する住民を増やす懸 念がある。

(2) 防災リテラシー

避難が「難」を「避」けることであるならば、 住民一人ひとりが避難情報を読み解き、適切なタ イミングで避難行動を開始し、安全を確保すると いう意味での防災リテラシーを持つことで避難は 実効性を高める。立木(2020)によれば、令和元 年台風19号で被災した40市町村住民を対象とした web調査では、過去に被害を経験した9割近くの 住民が避難勧告発令時点で避難行動を開始してお り、防災リテラシーの高い住民ほど早く避難行動 を開始している。

個人の防災リテラシーを高めるという点で重要 なのが、災害情報の認知である。ハザードマップ は、我が家周辺の危険の有無を認識する基礎資料 となるが、ハザードマップにすべての災害リスク が明示されているわけではない。ハザードマップ を基礎としつつ、そこに明示されていない地域の 特徴を炙り出し、危険を回避することが必要とな る。

災害情報を読み解き、避難行動に移すための防 災リテラシーを高める方法論として、「いつ」「誰 が」「何を」するかを明らかにした個人及び世帯 レベルのタイムラインが有効である。夜間や休日 であれば家族内の支援が得られる場合でも、平日 の日中に家族内支援が得られない住民がいる。加 えて自宅から避難場所に避難する場合、年齢や基 礎疾患の有無、体力などにより避難に要する時間 は一人ひとり異なる。タイムラインは、自分の避 難行動開始のタイミングを把握することにもつな がり、被害の軽減につながる。

3.2 共助を巡る課題

(1) 分散避難を前提とした避難支援

これまでの災害教訓を踏まえ、石川県内の自主 防災組織では避難所開設訓練や地区防災訓練など を通じて、地域防災力の向上に努めている。中で も金沢市西校下自主防災会は、他の地域に先駆け て地区防災計画を策定するなど防災意識が高い地 域の一つである。令和元年度における同会の活動 は、防災士会会合6回(参加者58名)、自主防災 会会合4回(156名参加)、女性学級出前講座(30 名参加)、自主防災会執行役員会議(11名参加)、 西小学校防災教育プログラム(5名参加)、市民 防災訓練(822名参加)、自主防災避難所運営委員 会(51名参加)など、1年を通じて切れ目なく地 域防災活動を行っている。活動では、前年度の活 動を通して明らかとなった課題や重要ポイントを 踏まえつつ、随時訓練内容の見直しを図るなど不 断の改善を行うとともに、独自に防災士及び自主 防災組織それ自体のスキルアップを図っている。 こうした中、懸案となっているのが新型コロナウ イルス感染症に対応した分散避難と安否確認であ る。避難所開設訓練や避難所運営など従前の課題 に加え、在宅避難、車中避難、宿泊施設への避難 など避難先が多様化する中、いかにして迅速かつ 的確に安否確認するかが課題となっている。いっ ぽうで、居住年数が長い住民ほど、過去の経験知 から避難をしなかったり、空振りを嫌い避難行動 に及ばないケースへの対応といった、従前から積 み残されている課題もある。

では、分散避難を前提とした安否確認の方法及 び分散避難先の確保をいかにして進めればよいの だろう。前者については、近年SNSを活用した安 否確認の運用が注目されている。世代による普及 の程度差という課題はあるものの、例えばLINE で、いち早く通行止め情報や被害状況を共有し、 迅速な避難や支援に結びつけたケースなど有効性 を示す事例が取り上げられている。後者について は公共施設のみならず民間施設も含め、当該地域 内の利用可能な施設をリストアップし、いざとい うときに避難所を開設できるよう事前の連携協定 締結などが考えられる。新たな避難所の確保とな ると、自主防災組織にはおのずと限界がある。な により人口が集積している都市部であれば施設や 建物が多いが、過疎地ではこうした建物が不足し ており、居住地によって有利・不利が生じる。避 難所の整備、確保については、公共施設の開放、 民間企業への働きかけの他、在宅避難の機能を高 めるための補助金等財政措置を講じるといった推 進策が必要になるであろう。

(2) 要支援者支援体制の確立

これからの共助を考える際、最も重要な課題は 災害時要支援者支援である。災害時要支援者につ いては名簿による把握に加え、日常の地域福祉活 動を通じて、地域内で見守りネットワークが構築 されていることが多い。しかし、平時にはない ニーズが災害時に生じることがある。加えて、名 簿に含まれず平時の地域福祉活動に対象にはなっ ていないが、災害発生時に一人で避難することが 困難な住民、いわゆるグレーゾーンの住民につい ては、既存の地域福祉活動の対象とはなっていな いケースが多く、いざというときに支援が行き届 かない懸念がある。住民一人ひとりの防災リテラ シーや受援力を高めることに加え、防災と福祉が 連携し、それぞれが有する社会資源をたて糸・よ こ糸としてつなぎ合わせることによって、モレや ヌケのない支援体制を作る必要がある。

要支援者の中にはそもそも指定避難所を選択肢 とは考えていない人がいる。障がい者にとって避 難所はそもそも避難生活を続けられる場所には なっていないことが多いことから、彼らは最初か ら避難所を避難先として考えず、被災した自宅に 留まり避難生活を続けることが、過去の災害で指 摘されている。ストレスを受けやすいのは障がい 者だけではない。高齢者、乳幼児、妊産婦、外国 人、女性もまた災害時に弱い立場に陥りやすい。 一連の問題は避難所空間づくりの再考によってあ る程度改善するが、対応の難しさゆえ指定避難所 の改善を検討することなく、「他の施設へ」といっ た流れが出来上がる可能性がある。指定避難所よ り福祉避難所は福祉的ニーズに対応した施設環境 や専門職員がいることから、メリットは多い。し かし、安易な振り分けは、選別や排除にもつなが りかねない。指定避難所は住民であればだれもが 避難できる場所である。平時の段階から多様な住 民の意見やアイデアを重ね、避難所のあり方に ついて検討することで、住民であればだれもが 「難」を「避」けることができ、安心して避難生 活を送ることのできる避難所空間づくりに努めな くてはならない。

(3) 流域連合町会という考え方

共助を巡る避難支援の視点として、近年の集中 豪雨による被害を踏まえるならば、「町会単位」 ではなく、より広い地理的範囲での連携を進める ことが重要となる。災害情報で「大雨」が通知さ れ、外を見ても雨があまり振っていない経験をし たときを思い出してほしい。ピンポイントでの情 報提供には限界がある。そのため「大雨」情報を 受信しているのに、目の前では雨が降っていない 地域が出る。その結果「心配ない」と考えてしま う。気象台や行政からの災害情報などに加え、河 川の上流域と下流域とのあいだで「流域連合町内 会」を構成し、上流と下流で情報共有を図ること や、流域での支援ネットワークを形成するといっ たことがあってよいだろう。河川流域でのネット ワーク形成はときには基礎自治体を超えたものと なるケースがある。だが、災害は基礎自治体の範 囲に留まるものではない。町内会では限定される 資源を共有する可能性も出てくることから、町内 会あるいは自治体を超えた横のつながりは、縮減 する地域コミュニティの機能を補う上で有効であ る。

3.3公助を巡る課題

これからの公助に必要な点は、自助、共助それ ぞれの災害に対応する力を高めるために考えられ るあらゆる手を尽くすことである。特に重要な 点として以下では(1)多様な避難への支援、 (2)防災と福祉の連携について検討する。

(1) 多様な避難への支援

①分散避難対応

避難所における新型コロナウイルス感染症への 対応として、国は「可能な限り多くの避難所の開 設」「親戚や友人の家等への避難の検討」を掲げ ている。だが、「可能な限り多くの避難所」の必 要性は、新型コロナウイルス感染症によって顕在 化されたものではなく、避難所の課題として以前 から指摘されてきたことである。

そもそも指定避難所はすべての住民が避難する ことを前提に確保されてはいない。たとえば平成 30年7月豪雨で被害を受けた岡山県倉敷市真備町 では、180人定員の指定避難所に5倍を超える約 1,000人もの住民が押し寄せ、受け入れできない 事態となった。近年の自然災害の特徴が激甚化と 広域化だとすれば、そのことを前提に万が一大規 模災害が発生したときであっても地域住民全員が 避難できるよう事前の対応を講じる必要がある。 ただ、先に指摘したように、現実には地域住民全 員を受け入れる避難所など整備されていない。そ れは施設の絶対的不足というより、激甚化、広域 化といった今日的な災害トレンドへの対応不足、 大勢の住民を一か所に収容するという効率性の弊 害、避難所について避難者の視点から十分な検討 をすることなく、前例踏襲的に学校の体育館を引 き継いできたこともあるだろう。

とはいえ多様な避難先の確保といわれても、避 難所の開設を個人や町内会で進めるには限界があ る。それゆえ、特に災害リスクの高い地域につい ては、民間施設も含め既存の指定避難所以外の施 設を避難所として開設できるよう指定したり、協 定締結を推し進めるとともに、そもそも避難所と して使えるような既存施設がない場合、例えば避 難タワーのような施設の建設が必要である。多様 な避難がいわれる中、多くの住民が選択するのが 在宅避難であろう。住宅改修等により在宅避難の 脆弱性が減るのであれば、改修経費の一部公費負 担などの財政的支援も国や都道府県レベルで講じ るといったことがあってもよい。

②既存避難所の見直し及び質的改善

避難が「難」を「避」けることならば、避難先 の多様化と同時に、避難所の位置、特に既存の指 定避難所の立地についても見直しを図る必要があ る。多くの自治体では小学校や中学校を指定避難 所にしているが、地域によっては水害や急傾斜地 近くといった災害リスクの高いところにあるにも かかわらず指定されているケースが散見される。 加えてハザードマップ上で安全な場所に自宅があ る住民がいざ避難所に行こうとすると、自宅より 危険な場所にある避難所に行かなければならない といったこともある。

何より、多様な避難先という考え方が、避難所 環境や避難所運営の質的低下につながってはなら ない。避難所を最後のよりどころとする住民は必 ずいる。そのために、誰もが「難」を「避」けら れる避難所へと質的転換を図らなければならな い。

(2) 防災と福祉の連携

①災害時用支援者支援情報の共有

今日的な地域防災を考える上で、福祉との連携 は喫緊の課題である。その中で課題となるのは要 支援者に係る情報共有である。金沢市では平成31 年3月「金沢市避難行動要支援者名簿に関する条 例」を制定し、避難行動要支援者名簿に関する条 例」を制定し、避難行動要支援者に係る情報の整 理と関係者間の情報の共有を進めている。提供さ れる情報には氏名、住所、性別、電話番号などの ほか避難支援等を必要とする理由について記載さ れており、災害が発生し、又は発生するおそれが ある場合、市が避難行動要支援者の生命又は身体 を災害から保護するために特に必要があると認め るときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避 難支援等関係者その他の者に対して、本人の同意 を得ることなく名簿情報を提供することができ る。名簿提供先は自主防災組織、民生委員、消防 分団など避難支援関係者となっているが、ここに 防災士は含まれていない。1町会に1防災士を目 指し配置を進めているものの、名簿を巡る制約 は、迅速な災害時要支援者支援をという点で乗り 越えなければならない課題である。大災害が発生 したとき、世帯数の多い地域では、民生委員や地 区社会福祉協議会だけで地域内の災害時要支援者 安否を確認し、すべての要支援者を短時間のうち に安全な場所に避難誘導することには限界があ る。迅速な安否確認、避難誘導を第一義とするな らば、個人情報保護の壁を乗り越え、関係者の情 報の共有化を図ることは極めて重要となる。

②災害時個別支援計画

福祉的ニーズがある住民に対してはケアマネジ メントに基づきケアプランが作成され、一人ひと りに最適な支援が提供されている。しかしこうし た体制は平時の日常生活を前提としたものであ り、災害発生時あるいは災害発生後の暮らしにま で及んでいるわけではない。平時はそれでよくと も、災害発生時には平時とは異なる困難が生じる ことが十分考えられる。特に避難行動、避難生活 などの段階において、福祉ニーズのある住民への 対応をあらかじめ把握し、必要な手立てを講じる ことは、既存の地域福祉が十分に積み上げていな い領域である。支援の空白地帯を作り出されない ために、防災関係者との連携は不可欠である。一 方、避難先での体調悪化などを回避するために も、福祉的配慮や車いすの操作法、認知症の避難 者に対する声のかけ方など、防災担当者が熟知技 術を共有することで、負担の集中を回避できる。

金沢市では、災害時に何らかの助けを必要とす る高齢者や障害のある方等に対し、災害情報の提 供や避難等の手助けが地域の中で迅速かつ的確に 行われる体制を構築することを目的に、「避難行 動要支援者名簿ガイドブック」を令和2年3月作 成した(金沢市福祉局地域長寿課、2020)。同ガ イドブックによれば、①防災避難支援マップの作 成→②地域支援者の決定→個別避難支援計画の作 成→④防災訓練の実施→⑤災害時の避難支援の実 施という一連のプロセスを通して、災害発生時に 支援が必要な住民を取りこぼさない住民同士の見 守り関係の構築を目指す。

地域防災力を考える際、地区防災計画と個別避 難支援計画は車の両輪の関係といえる。金沢市の 場合、地区防災計画策定地域は、2020年7月時点 で9地区と決して十分とはいえない。しかし、個 別避難計画策定が進むことで、地区防災計画策定 の追い風となるだけでなく、地区防災計画の策定 は、個別避難計画へとたどり着く。地区防災計画 と個別避難支援計画とはいわば相補的関係にあ る。実効性の高い地区防災計画には個別避難支援 計画が伴い、個別避難支援計画は地区防災計画に よって災害時に必要な社会資源の調整を最適化す る。

金沢市における災害時用支援者支援計画と地区 防災計画のアプローチは個々にはすぐれたものだ が、前者を福祉部局が、後者を危機管理部局がそ れぞれ担当する中、縦割りの弊害により、2つの 計画が有機的に繋がっていない。平成26年度の 『防災白書』では、地域コミュニティの活性化と 地域防災力が表裏一体であるとして、①人的な ネットワーク、②互酬性、③相互信頼関係を中心 に社会的な効率性を高めるものとしてソーシャ ル・キャピタルの意義について触れているが、 ソーシャル・キャピタルの構築は地域コミュニ ティに限った課題ではない。行政内部において も、縦割りの弊害を克服し、福祉部局と防災部局 の間のソーシャル・キャピタルを高めることに よって、個別避難計画と地区防災計画とが有機的 につながり、質の高い地域防災力構築につながる といえるだろう。

4. 防災士の社会的役割

福祉領域と防災領域が連携による地域防災推進 において、防災士はどのような役割が期待される だろう。以下では、考えられる3つの役割につい て述べる。

第1は防災の伴走者としての防災士である。防 災の視点から地域住民、特に災害時に支援を必要 とする住民に寄り添い、要支援者の声に耳を傾 け、要支援者に伴走し、要支援者の視点から地域 防災のあり方を提起する立場である。

第2は生活者であるとともに、よそ者としての 存在である。防災士はまずは自己の生活圏として の町内会を基点に活動する。防災に特化し早急に 解決策を提示するのではなく、生活あるいはまち づくりというより広い文脈の中に防災を位置づ け、個々の住民が最適なペースを見出していくこ とを促すことが求められる。生活者であると同時 によそ者であるという立ち位置は、防災士の横の ネットワークを活かすことによっていっそう効果 を発揮する。防災士は、資格取得の過程で、自然 災害発生のメカニズム、災害発生時の対応、地域 の防災活動、行政の防災対策と災害時の対応、避 難所の開設と運営、災害関連情報などの基礎を学 んでいる。しかしながら、資格取得過程で学ぶこ とは防災の基礎に過ぎず、加えて民間資格である ことから、権限や義務があるわけではない。その ため住民から「防災の専門家」として期待されれ ばされるほど負担感を強める防災士もいる。こう した防災士の弱みを補ってくれるのが、ともに地 域防災に奔走する他の防災士仲間の存在である。 金沢市では年間を通じコミュニティ防災士スキル アップ研修等プログラムを実施している。同研修 は個々の防災士の知識・技術の向上を目的に実施 されているが、防災士同士の交流を促す機会とし ても機能する。その結果、他の町会で取り組まれ ている防災教育プログラムや地区防災計画づくり のアイデアを共有したり、ときには他の地域の研 修会に参加することで相互に刺激を与えあうこと で個々の防災士の知識、技術の向上にもつながっ ている。

第3は既存の防災の枠を超えた領域の橋渡しで ある。われわれは防災のみで生きているわけでは ない。それゆえ、防災面の課題の克服に向けて は、地域の日常生活で営まれるあらゆる領域での 連携が不可欠である。とりわけ防災士による地域 福祉の領域への理解と連携は重要だ。過去の災害 を振り返れば、災害時要支援者に向けた対応が喫 緊の課題であることは自明である。東日本大震災 では死者の15.9%が震災関連死であり、65歳以上 の高齢者が全体の9割を占め、主な要因は避難所 における肉体的・精神的疲労によるものであっ た。また、熊本地震(2016)では、災害関連死の 数が直接死の数の4倍を上回る結果となった。指 定避難所が被災し、避難できなかった住民が車中 避難などを余儀なくされ、過度なストレスを受け たことが一つの要因だとされている。高齢者、障 がい者、妊産婦、子どもなど災害時要支援者を巡 る課題は災害が起こるたびに問題提起されなが ら、抜本的な改善がなされないままきたが、新型 コロナウイルス感染症対策から、関東大震災以降 約100年近く大きな進展が見られなかった避難所 のあり方は大きく変わろうとしている。感染拡大 防止の視点だけでなく、福祉、人権の視点から避 難の考え方を見直すことが促進される必要があ る。

地区防災計画づくりや避難所運営などの実務的 な場面に立つことで、多くの防災士が地域福祉の 視点の重要性に気づくことになる。そのことが明 確に示されたのが、2019年度に金沢市危機管理課 が開催したコミュニティ防災士研修である。同研 修では、受講者がグループになり、メンバー間で 協議し共通テーマを設定、数か月の調査研究を経 てまとめあげるというものだった。図1は研修時 のグループテーマー覧である。11グループ中「災 害時要支援者」を主題としたグループは4つあ り、それ以外の7グループについても、テーマに こそ直接掲げていないものの、すべてのグループ がその内容に災害時要支援者を含んでいた。災害 時要支援者対策が地域で顕在化する地域課題であ

2019年度コミュニティ防災士研修 グループテーマ

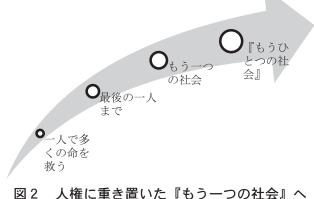
- ① 水害時における避難弱者の避難
- ② 防災寸劇
- 防災意識の向上
- ④ 防災意識を計るには学校・地域・家庭の連携で作る防災学習から
- ⑤ 備蓄品点検から見えてきたもの
- ⑥ 町会防災カルテ
- ⑦ 台風・大雨に備えての『準備・確認表』
- ⑧ 避難行動要支援者のための体制
- ⑨ 避難行動要支援者の支援ツール
- ⑩ 災害時要配慮者の把握と救助
- ⑪ スポーツ×防災

図1 コミュニティ防災士研修グループテーマ

り、防災士が高い関心を持ち、課題解決に取り組 もうとしていることがわかる。防災士に求められ ること、それは防災を基点としながらも、福祉の 領域に潜在化、顕在化する課題にも向き合い、災 害時には誰もが命を守ることができる地域コミュ ニティを目指すことであり、そのことは結果とし て平時においても誰もが暮らし続けられる地域コ ミュニティを志向することに他ならない。

さいごに

災害発生直後から、復旧・復興過過程を経て備 えに至る一連のプロセスに「減災サイクル」(村 井、2006)がある。これは「人間の復興」視点か ら災害復旧・復興、再生のサイクルを提起したも のである。村井によれば、災害発生直後は「もう 一人の命を助けられないか」、復旧・復興過程に おいては「最後の一人まで」、そして備えの過程 では「もう一つの社会」が志向される。ここでい う「もう一つの社会」とは、誰一人も取りこぼさ ない社会であり、弱くとも生きていける社会であ る。阪神淡路大震災での苦い経験を踏まえつつ 「減災サイクル」は構想され、「もう一つの社会」 が提起された。これが人権の視点に基づく避難所 や仮設住宅、集会場の環境改善へとつながったこ とは評価できる。しかしながら、その歩みは決し て速いものではない。今もなお、災害が発生する たび、高齢者、女性、障がいのある人、子ども、 外国人などが過度なストレスに悩み、不安を増幅 させ、最悪の場合には命を落としている。それゆ え村井がいう「もう一つの社会」は、図2に示し た通り被災地において居住する誰の人権をも脅か されない『もう一つの社会』としてバージョン



村井、2006を参考に筆者作成

アップして構想されるとともに、これを実現する べく目標とされなければならないであろう。

〈参考文献〉

- 石川県「避難所における新型コロナウイルス感染症対策 指針【暫定版】」令和2年6月
- 金沢市福祉局地域長寿課、「金沢市避難行動要支援者名簿 活用ガイドブック」2020.3月
- 金沢市西校下自主防災会、『金沢市西校下地域防災計画 (案)令和2年度版』

熊本県「熊本地震等に係る被害状況等について【第306 報】、令和2年10月13日16時30分発表

- 神戸市消防局「災害時に組織的な活動ができる自主防災 組織へ~阪神・淡路大震災20年へむけて~」、2014
- 立木茂雄『誰一人取り残さない防災に向けて、福祉関係 者が身に着けるべきこと』i-BOSAIブックレットNo.1、 萌書房、2020
- 日本防災士機構、2017『防災士教本平成29年度版』
- 復興庁「東日本大震災における震災関連死に関する原因 等(基礎的数値)について(未定稿)」、平成24年7月 12日)
- 村井雅清「災害後の復興における自立について」『RON 《論》被災からの再生』関西学院大学災害復興制度研究 所、pp.173-191,2006

〈注〉

- 「自助、共助、協働を原則として、社会の様々な場で防 災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識 と一定の知識・技能を修得したことを、日本防災士機 構が認証した人」あるいは「"公助"との連携充実につ とめて、社会の様々な場で減災と社会の防災力向上の ための活動が期待され、さらに、そのために十分な意 識・知識・技能を有する人」を防災士という(日本防 災士機構)。
- ⁱⁱ 地域防災力とは「防災活動によって災害による被害を 軽減し、被災後の速やかな回復を図る地域コミュニ ティの力のことであり、地域社会のインフラ整備のよ うなハードから地域住民の防災意識の啓発のようなソ フトまで多義的な意味を含むもの」と定義されている (平成26年度防災自書)。